

口座振替割引契約

(選択約款)

令和元年10月1日 実施

九州電力株式会社

口座振替割引契約 目 次

1	適用範囲	1
2	選択約款の変更	1
3	契約の成立	1
4	料 金	2
5	口座振替割引契約の廃止	2
6	そ の 他	3
附	則	4

1 適用範囲

選択約款の時間帯別電灯，季時別電灯，ピークシフト電灯，高負荷率型電灯，低圧季時別電力，深夜電力または第2深夜電力として電気の供給を受け，料金を毎月継続して当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）により支払われる従量制供給のお客さまで，かつ，この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

ただし，毎月継続して口座振替の結果等を郵送によりお知らせする場合または複数の需給契約の料金を一括して振り替える場合は適用いたしません。

2 選択約款の変更

- (1) 当社は，契約期間中であっても，この選択約款を変更することがあります。この場合には，お客さまとの電気料金その他の供給条件は，変更後の選択約款によります。
- (2) お客さまは，(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は，契約期間中であってもこの選択約款による契約を将来に向かって解約することができます。

3 契約の成立

口座振替割引契約は，お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し，お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお，この場合，当社は，契約内容について，書面の交付または電子メールの送信もしくはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法（以下「電磁的方法」といいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。

4 料 金

- (1) 各月の料金は、当社が1回目の振替日として指定した日にその前月の料金が引き落とされた場合には、時間帯別電灯、季特別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯、低圧季特別電力、深夜電力または第2深夜電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計から次の口座振替割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

1 契 約 に つ き	5 5 円 0 0 銭
-------------	-------------

- (2) 直前の検針日から需給契約が消滅する日の前日までの期間の料金は、(1)の口座振替割引額を適用いたしません。

5 口座振替割引契約の廃止

- (1) お客様が口座振替割引契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) 口座振替割引契約は、次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
- イ お客様が、時間帯別電灯、季特別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯、低圧季特別電力、深夜電力または第2深夜電力による需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日に口座振替割引契約が消滅したものといたします。
- ロ 当社がおお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に口座振替割引契約が消滅したものといたします。

6 そ の 他

(1) 需給契約の内容に変更がある場合は、当社は、変更内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまわらない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせすることがあります。

(2) その他の事項については、特定小売供給約款（令和元年8月28日届出。なお、当社が特定小売供給約款を変更した場合には、変更後の特定小売供給約款によります。）または選択約款の時間帯別電灯、季時別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯、低圧季時別電力、深夜電力もしくは第2深夜電力に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

2 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率については、4（料金）にかかわらず、次のとおりといたします。

区分および単位	料 金 率
1 契約につき	円 54.00